

条例第 2 1 号

向日市まちづくり条例の一部を改正する条例

向日市まちづくり条例（平成 1 9 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
（開発事業に関する手続） 第 3 6 条 略 2 略 附 則 1 ～ 6 略 （向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部改正） <u>7</u> 略	（開発事業に関する手続） 第 3 6 条 略 2 略 <u>3</u> 前項の規定は、先行する開発事業とこれに 引き続く開発事業の間に、開発事業者の関連 性が認められない開発事業については、適用 しない。 附 則 1 ～ 6 略 <u>（特定地域の住居系の開発行為及び建築行為 の規制）</u> <u>7</u> 当分の間、東海道新幹線及び国道 1 7 1 号 を含む工業地域での住居系の開発行為及び建 築行為は認めない。 （向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部改正） <u>8</u> 略

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 0 日を経過した日から施行する。